

- 名張市行財政経営一新プログラム -

第 2 次 市政一新プログラム

(平成 19 年度 ~ 平成 21 年度)

平成 19 年 3 月

名 張 市

目 次

はじめに	1
1．これまでの取り組み	2
(1)第1次プログラムによる成果	2
(2)財政効果	3
(3)主な財政指標の推移	3
2．さらなる改革の必要性	4
(1)市民ニーズの量的・質的拡大	5
(2)厳しい財政状況	5
(3)改革の時代の要請	6
3．基本的な考え方	7
(1)改革方針	7
(2)理念及び目標	7
(3)計画期間	8
(4)改革の二つの柱	8
(5)改革すべきは人なり	10
(6)改革内容	11
第2次市政一新プログラム 改革項目一覧表	13
(7)推進体制	18
4．集中改革プランとしての位置づけ	19
第1次プログラムから第2次プログラムへの流れ	20

はじめに

バブル経済崩壊後、経済の低迷が長引き、また、地方分権の進展等社会の仕組みが大きく変わる中、名張市では、人口急増に伴い進めてきた都市基盤整備による公債費の増大などにより、急激に財政が硬直化し、極めて深刻な事態から、平成14年9月に「財政非常事態宣言」を発するに至りました。

それ以降、厳しい財政状況から脱し、市民の福祉の増進を図り、幸せを実現するために、- 名張市行財政経営一新プログラム - 市政一新プログラム(以下「第1次プログラム」という。)を策定し、様々な改革を行ってきました。

プログラムでは、業務の減量化、削減の観点と同時に、市民と行政の協働、行政に民間の経営手法を取り入れるニュー・パブリック・マネジメント等の考え方にに基づき、行政の仕組み、規範そのものの転換を図ることを主眼に取り組み、その結果、ゆめづくり地域予算制度の導入や市民活動支援センターの設立などにより、新しい公による住民自治への道を開き、参画、協働の仕組みづくりに一定の成果をみることができました。

また、財政健全化緊急対策との一体的な取り組みにより、経常収支比率や公債費比率、起債制限比率といった各種財政指標が改善されました。

しかしながら、平成15年に国において三位一体の改革の方針が決定され、以降、地方交付税の総額抑制、国庫支出金の廃止・縮減等により、地方は財政負担を強いられる結果となりました。

さらに、平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太の方針2006)で示された「歳出・歳入一体改革」により、今後も財政状況はさらに厳しさを増すものと予想されます。

また、市の組織に目を向ければ、今後、5～6年の間に、大量の職員の退職を控えていることから、これに応じた行政運営を行う必要があります。

このような状況においては、経費の削減を主とした小手先の取り組みでは、将来にわたって持続可能な社会を築くことはできません。行政の仕組みを根本的に変えていくことが不可欠となります。

このため、平成15年3月に策定した第1次プログラムの基本的な考え方を継承する行財政改革大綱である、- 名張市行財政経営一新プログラム - 第2次市政一新プログラム(以下「第2次プログラム」という。)をここに策定し、市民と行政が役割分担を明確にしたうえで、パートナーシップのもと力を合せてまちづくりに取り組む社会=新しい公の実現に向けて、不退転の決意をもって改革に取り組みます。

1. これまでの取り組み

平成 14 年 9 月の「財政非常事態宣言」以降、財政健全化緊急対策及び第 1 次プログラムに基づき、様々な改革に取り組んできました。

その結果、第 1 次プログラムでは行政全般にわたって設定した 61 項目の目標について、3 年間で 9 割近くを推進し、改革の最大のねらいとした住民主体のまちづくりを進めるための基盤を固めることができました。

また、人件費や管理経費を見直すとともに、投資的事業の抑制を進めることで、平成 15 年度から平成 17 年度の 3 年間で約 41 億円の経費節減・抑制を実現し、経常収支比率など財政指標を改善することができました。

(1) 第 1 次プログラムによる成果

「協働」「効率」「自立」を理念・目標に取り組を行いました。

主な実施項目

区 分	主な実施項目	目標理念
情報提供・共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報機能の強化 ・ 行政ポータルサイトの構築 	協働
市民との対話	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント制度の充実 ・ 市民意向・満足度調査体制の構築 	協働
成果重視の行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政評価制度の構築 	効率
経営観点の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織機構改革 ・ 職員定数の適正化 ・ 病院の経営改善 	効率
経費節減と合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事コストの縮減 ・ 施設管理コスト見直し ・ 入札契約制度見直し 	効率
民間活力の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校給食業務の民間委託推進 ・ 体育施設管理の民間委託の推進 ・ 文化・社会教育施設管理運営の民間委託の推進 	協働 効率
電子市役所の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT を活用した業務革新 ・ ワンストップ、ノンストップサービスの実施 	効率
市民主体のまちづくり行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域予算制度の導入 ・ 地区公民館の地域運営 ・ 市民活動支援体制の構築 	協働 自立
サービス水準の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と行政の約束制度創設 	協働 自立
行政の自立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意識改革 ・ 人材の育成 ・ 自治基本条例の制定 	自立

進捗状況

(平成18年3月31日現在)

区分	項目数	構成比
完了又は計画どおり推進	35	57%
計画の一部推進	18	29%
進捗遅延	4	7%
保留	4	7%
合計	61	100%

(2)財政効果

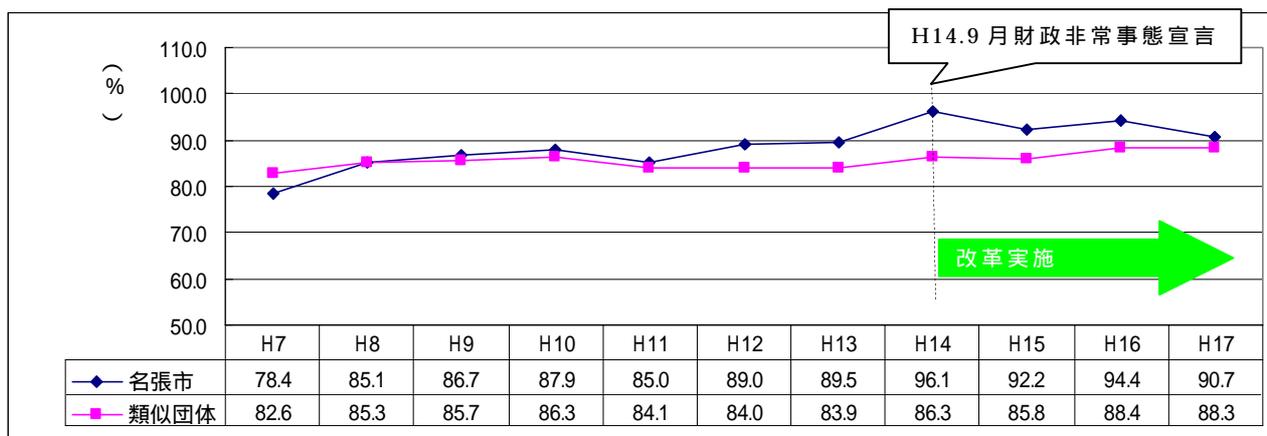
(単位：百万円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
一新プログラム	153	247	351	751
財政健全化緊急対策	1,120	1,098	1,322	3,540
重複分	15	112	66	193
削減額・抑制額合計	1,258	1,233	1,607	4,098

(3)主な財政指標の推移

経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示し、人件費や扶助費、公債費の義務的経費などの経常経費に対し、地方税、地方交付税などの一般財源が使われ(充当され)ている割合です。一般的には、経常収支比率が、都市にあっては、80%を超える場合には、財政構造の弾力性が失われつつあると言われています。



類似団体とは、東京都23区と政令指定都市を除く全国の市町村を、「人口」と「産業構造」により117の類型に分類した結果、同じ類型に分類された団体のことです。平成17年度では、名張市と同区分に入る団体は、他に27団体ありました。ここでの類似団体の数値は、名張市も含めた28団体の平均の数値です。

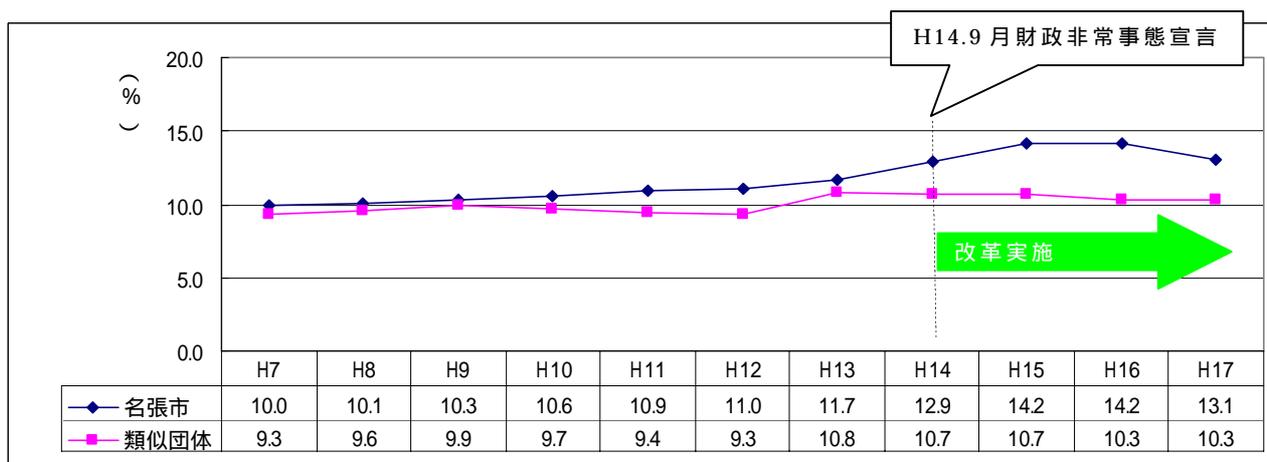
公債費比率

市債（借金）発行規模の妥当性の判断指標で、財政構造の弾力性を測る指標でもあり、一般に10%が安全ライン、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。



起債制限比率（3カ年平均）

地方債の許可制限に係る指標であり、この比率が15%を超えると要注意、20%を超えると起債借入の制限を受けることとなります。



2. さらなる改革の必要性

これまで、財政健全化緊急対策及び第1次プログラムに基づき改革を進め、一定の成果をあげてきましたが、市民の福祉の増進を図り、幸せを実現するためには、直面する様々な課題や社会の変化に応じ、行政のしくみを常に見直し、改革していかなければなりません。

今後も、以下の状況を踏まえ、職員が一丸となって、改革に取り組んでいく必要があります。

(1)市民ニーズの量的・質的拡大

社会情勢や価値観の変化に伴い、市民ニーズは量的にも質的にも拡大しつつありますが、行政のみがこれに対応していくには限界があります。

かつては、公共サービスは行政が提供するものと考えられていましたが、近年は、NPOなど新たな公共サービスの担い手が生まれ、さらに、今後は、いわゆる団塊の世代が退職し、地域での活躍が期待されます。

また、指定管理者制度や市場化テストにより、民間部門を活用できる幅が広がりをを見せています。

こうした市民に身近な地域の団体や民間の活力を積極的に、効果的に活用し、市民のニーズにきめ細かく応えることができるしくみを構築していくことが重要になっています。

(2)厳しい財政状況

これまで取り組んできた都市基盤整備により公債費等が増大する一方、人口増加の鈍化による市税の伸び悩みに加え、合併せず単独の市政運営を行う本市は、国の三位一体改革により地方交付税が予想を大幅に上回る規模で削減されるなど、歳入が大きく減少し、それを補うため、各種基金の取り崩しを余儀なくされました。

今後も、国の新たな改革の影響による歳入の減少や、歳出の義務的経費の増加が避けられない状況にあり、現状のまま何ら財源対策を講じない場合、基金繰入金や退職手当債で補填しても、以下の表のように財源不足が生じることが予想されます。

このため、今まで以上に、施策、事務事業の見直しや徹底した経費の節減に努め、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、行財政の改革を行う必要があります。

歳入見通し

(単位：百万円)

区 分	H19	H20	H21
市税	10,529	10,586	10,317
地方交付税	2,724	2,711	2,907
地方譲与税及び各種交付金	1,680	1,608	1,535
繰入金	0	0	0
市債	794	866	939
財産収入	14	72	72
繰越金	200	200	200
その他の収入	91	91	91
歳入合計(A)	16,032	16,134	16,061

歳出見通し

(単位：百万円)

区 分	H 1 9	H 2 0	H 2 1
人件費	4,232	4,411	4,463
物件費	2,434	2,456	2,493
維持補修費	285	265	265
扶助費	1,285	1,324	1,364
補助費等	3,594	3,785	3,617
公債費	2,600	2,634	2,525
繰出金	1,905	2,072	2,127
主要事業費	99	109	122
投資的経費	438	475	483
その他の経費	60	60	60
歳出合計(B)	16,932	17,591	17,519

収支見通し

(単位：百万円)

区 分	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
歳入歳出差引(C)(A-B)	900	1,457	1,458	
補 て ん 額	基金繰入金(D)	231	403	265
	退職手当債(E)	89	294	433
収支再差引(C+D+E)	580	760	760	

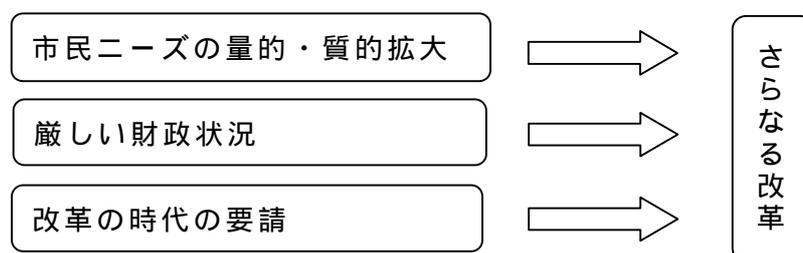
いずれも一般財源ベース(一般会計)での試算

(3)改革の時代の要請

厳しい財政や地域経済状況等を背景に、国・地方公共団体の行政改革への取組に対する国民の視線は大変厳しいものとなっています。

政府は「小さな政府」を志向し、国・地方を通じた行政改革を強力に推進しており、それを受けて総務省が、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示しました。

その指針では、民間委託等の推進や定員管理・給与の適正化等を中心に、地方公共団体に計画的な行政改革の推進をこれまで以上に求めており、これを踏まえた行政改革大綱の策定・見直しと集中改革プランの策定を求めています。



3 . 基本的な考え方

(1)改革方針

平成 15 年 3 月に策定した第 1 次プログラムに基づき、今日まで、市民の幸せを実現するため、「協働」「効率」「自立」を基本的な理念・目標に据え、自主自立の自治体を目指し、改革に取り組んできました。

今後も、将来を見据えた基盤づくりを行うために、この第 1 次プログラムの理念・目標及び基本的な考え方と取組を継承します。

そして、昨今の課題に対応し、今まで以上の厳しさが予想される財政状況乗り越えていくために、改革の流れをより進化させ、第 2 ステージと位置づけ取り組みます。

これまでの改革では、地域予算制度の創設などにより、「社会」「行政」の新しいしくみの構築を進めてきました。これは、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、中央集権型行政システムから、地域の住民が自分たちで決定し（自己決定）、その責任も自分たちが負う（自己責任）という行政システムへ転換することが求められるようになり、住民自治による地域力を高めていく必要があったからです。

今後は、これまでの取組みをさらに推し進めていきますが、そのために、「都市内分権（地域分権・庁内分権）の推進」と「効率・効果的な自治体運営の推進」を二つの柱として、改革に取り組むものとします。

そして、改革を行うのは、人であることから、職員・市民・企業の意識改革を図ります。

(2)理念及び目標

市民の幸せ

改革、市政一新の真の目的は、「市民の幸せ」の実現の一言に尽きます。改革のみならず、行政全般の推進にあっても同様です。

自主・自立の自治体

自治体は、「市民の幸せ」を、自主的に、自立して実現し、これを将来的に継続していかなければなりません。

そのため、以下に示す「協働」「効率」「自立」を基本的な理念・目標とします。

協 働

個人ができることはまず個人が行い、できない部分を地域や民間が補完し、さらに地域や民間でできないことを公共が補完していくといった「補完性の原則」により、多様な人々による役割分担が求められます。

そして、これらの役割分担によって、多様な人々が公の領域を支える、協働の行政を推進します。これにより、経費の節減と更に新しい行政ニーズへの対応が可能となります。

効 率

サービスの実施にあたり、最少の経費で最大の効果を挙げるために、公共性・平等性・公平性の原則に留意しつつ、民間の経営手法、コスト感覚に学び、徹底した業務の効率化、減量化、経費の節減に努めます。

自 立

地方分権の進展等により、自治体は自己決定、自己責任を基本とし、経済的にも政策的にも自立する自治体を目指します。

また、政策分野では、これまでの国に追従した事務執行型の体制から、自ら政策を立案実践する政策形成型の行政へ変革を図ります。

(3) 計画期間

めまぐるしく変化する社会経済情勢に、よりスピードをもって対応するため、また、名張市総合計画「理想郷プラン」の前期基本計画や国が要請する「集中改革プラン」との整合を図るため、計画期間を、平成19年度から平成21年度までの3か年とします。

(4) 改革の二つの柱

都市内分権の推進

地方分権の進展により、市町村が自らの責任において、自らの意思で行政を運営する真の地方自治を進めていくことが重要となっています。そのために、市民の皆さんによる自主的・自立的なまちづくりが行える「都市内分権」のシステムを構築します。都市内分権は、地域分権及び庁内分権により行います。

地域分権

これまで、「自治基本条例」の制定や「市民公益活動促進条例」の制定、「ゆめづくり地域予算制度」の創設など、住民自治を確立させるための新しいしくみづくりを進めてきました。

そして、現在では市民やNPO、企業、団体、行政などの多様な主体が、対等な関係のもとに連携する社会が形成されつつあり、このような社会を名張市総合計画「理想郷プラン」の中で、「新しい公」と定義しています。

現段階では、行政と市民、民間等の役割分担の考え方が整理されておらず、今後、これを整理したうえで、共に「公」を担っていく「新しい公」を確立し、市民が多様なサービス主体から質の高い公共サービスを受けることが可能となる社会を築きます。

また、そういった社会において、市民のニーズにきめ細かく応えていくことができるのは、市民に一番近いそれぞれの地域であることから、地域が主体となって、地域の特色を活かし、「自分たちの住むまちのことは、自分たちが責任を持って決める」といったまちづくりを行う必要があります。

そして、重要となるのは、市民が、目標を達成することができる権限を持つこと、すなわち「地域分権」を行うことであり、地域が権限を持つ中で、「新しい公」を構築することが必要です。

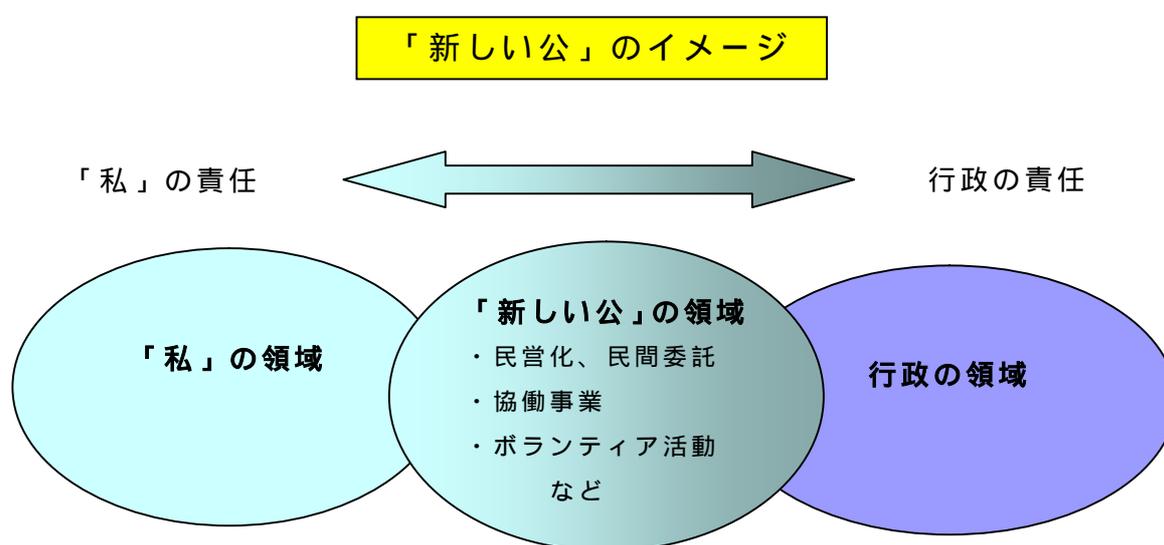
市内分権

「自治基本条例」や「市民公益活動促進条例」の制定、「ゆめづくり地域予算制度」の創設により、住民自治を確立させるための新しいしくみづくりを進めてきたのと並行し、地域振興推進チームを組織し、地域が主体となったまちづくりの取組を支援してきました。

「新しい公」という社会において、地域分権により、地域が、自己決定・自己責任のもと、主体的にまちづくりを行う中では、市民の身近なところでの行政の意思決定や、行政と地域との役割分担、行政組織のあり方、権限と責任の明確化などを整理していかなければなりません。

今後、行政と地域が、一体となって、地域の課題を地域で解決していくために、行政の分権化を進めていく必要があります。

ここでいう「地域」は、区・自治会、地域づくり委員会、又は、NPO・各種団体、企業など多様な主体を表します。



「新しい公」の領域は、区・自治会、地域づくり委員会、又は、NPO・各種団体、企業など多様な主体が担います。この領域を、都市内分権により拡大していきます。

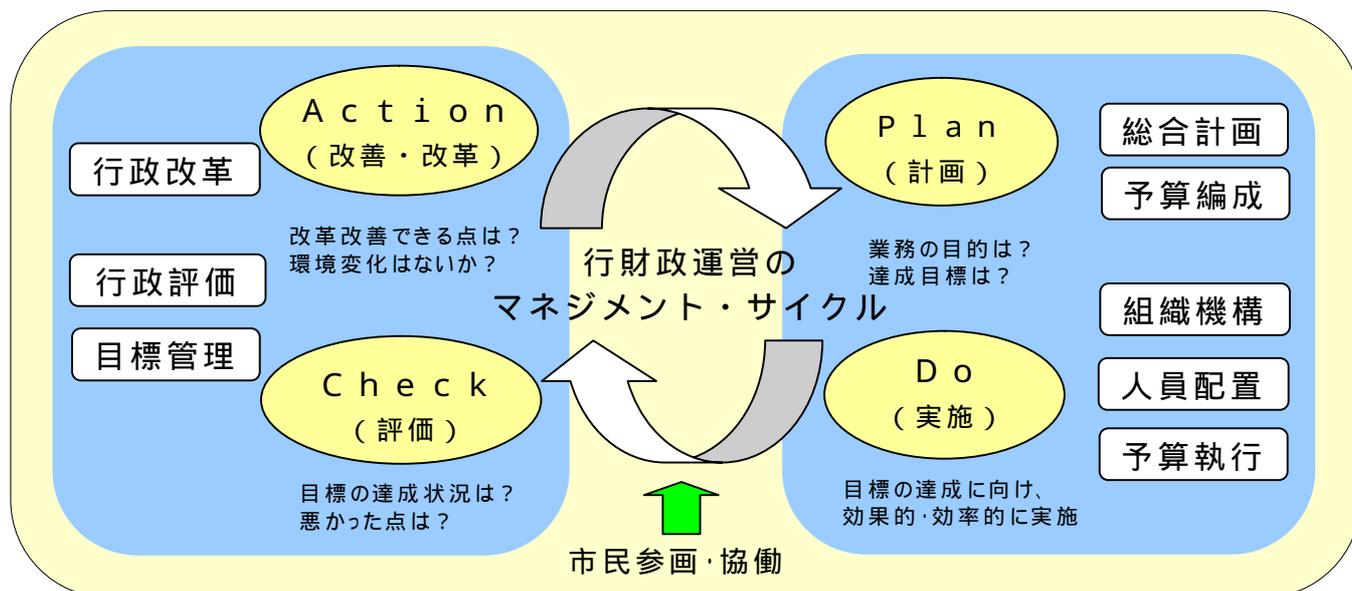
効率・効果的な自治体運営の推進

今後、さらに厳しい財政状況が予測される中で、限られた財源を有効活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるためには、徹底した合理化を進め、行政コストの抑制を行わなければなりません。

また、施策については、「あれもこれも」行うのではなく、「選択と集中」を図る必要があります。

自治体が責任を持って行わなければならない行政サービスは何か、そして、それ以外のサービスについては、その必要性や公益と負担のあり方、費用対効果を含め、様々な主体がどのように担っていくのかについて十分な検討・協議を進め、その結果、必要なサービスを最も適切な主体が担っていくような姿にすることが必要です。そのために、行政評価制度や目標管理制度を中心とした行財政運

営マネジメント・サイクルの中で、全ての事務事業を「市民の視点」「経営の視点」から見直します。



(5) 改革すべきは人なり

意識改革

「新しい公」においては、行政・市民・企業は、互いに対等の関係であることを認識するとともに、「公」は行政が担うという固定観念やそれぞれの過去のモノサシから脱却する必要があります。

行政の側は、市民と協働し、地域の力を引き出すことを念頭におき、市民ニーズに対する意識、コスト感覚、適正な決定を行える判断能力などを磨くことが求められます。

市民の側には、自分たちの住むまちは自分たちでつくるという自主自立の意識の醸成や行動が求められ、企業にも地域に貢献しようとする意識や活動が求められます。

そのために、職員に対しては、市民との協働の重要性の認識を深め、地域分権、庁内分権の取組を行うとともに、地域のまちづくり活動への積極的な参加を促進します。

また、市民や企業に対しては、地域づくりへの参画意識を高め、地域づくりを支える人材を育成し、地域の自治力を高めていきます。

改革を行うのは、人であることから、それぞれの意識が変わらなければ改革は進みません。

(6)改革内容

ア 改革項目

理念及び目標に基づき、改革の二つの柱に基本項目及び具体的改革項目を定め改革に取り組みます。

改革基本項目

二つの柱	基本項目
1．都市内分権の推進	(1)地域協働の推進
	(2)地域の自立の促進と市民活動の推進
	(3)民間活力の導入
2．効率・効果的な自治体運営の推進	(1)職員・組織の改革
	(2)公正の確保と透明性の向上
	(3)行財政運営システムの構築
	(4)行財政運営の効率化
	(5)財政の健全化

具体的改革項目

基本項目に基づき、具体的な改革項目を定め、改革方針、目標、目標期日、所管室を明らかにします。また、第1次プログラムの項目を検証し、実施できなかったものや引き続き実施することが必要なものを、改革項目に掲げ取り組みます。

13ページから18ページに一覧表を掲載しています。

改革項目実施計画表

個々の項目について、具体的な改革を進めるための

- ・現状と問題
- ・改革の具体的内容
- ・年度別計画
- ・目標（数値等）

を明らかにする改革項目実施計画表を作成します。

イ 財政健全化との一体的な取組

「2．さらなる改革の必要性 (2)厳しい財政状況」(5ページ)で述べているように、基金の残高が少なくなり、それに頼ることができない中、現状のまま何ら財源対策を講じない場合、計画期間中の財源不足額は、21億円と見込まれ、また、経常経費の増加などにより、財政構造の悪化が予想されま。将来にわたり、足腰の強い自主自立の自治体を確立するためには、まず、この財政構造を健全なものにしなければなりません。

このため、次の三つの財政の健全化の目標を設定し、改革に取り組みます。この目標は、今後の社会経済情勢や国の三位一体改革の動向などが不透明

なこと、また、市にあっては、市立病院の経営状況が厳しいものになっていることなどにより、随時見直し、対応していくものとします。

計画期間中の財源不足見込額（21億円）を解消
経常収支比率を90%以下に改善
実質公債費比率18%未満を視野に入れた計画的な起債発行

【 、 】

改革基本項目「2. 効率・効果的な自治体運営の推進 (5) 財政の健全化」の中で、次の項目を設定し、これらの取組みにより、財源不足見込額（21億円）の解消を図るとともに、財政構造の硬直化を示す指標である経常収支比率を90%以下に改善することを目標とします。

（財源確保策）

- ・ 税収入等の確保 30,000千円
- ・ 未利用財産の売却促進及び資産の有償貸付 60,000千円
- ・ 受益者負担の適正化 600,000千円

（支出抑制・削減策）

- ・ 人件費の抑制 450,000千円
- ・ 内部事務管理経費の削減 60,000千円
- ・ 事務事業、補助金・負担金の見直し 900,000千円

取組みの詳細は、17ページ・18ページに、経常収支比率の過去の実績は、3ページに掲載しています。

【 】

財源不足を補うために安易に起債を発行すれば、財政構造の硬直化につながり、また将来につけをまわすこととなります。

このため、実質公債費比率について18%未満を維持することを視野に入れ、計画的な起債発行を行います。

実質公債費比率とは？

起債制限比率の算定対象である公債費に、公営企業の公債費への繰出しや一部事務組合の公債費への負担金など、公債費類似経費を加えて算定する、起債制限のために新設された指標。平成17年度決算から用いられています。

この指標が、18%以上になると地方債発行に許可が必要となり、25%以上になると地方債発行が制限されます。市では、平成17年度で17%となっています。

第 2 次市政一新プログラム 改革項目一覧表

所管室等欄中下線は改革を主に担当する所管を示す。

1. 都市内分権の推進				
基本項目	(1) 地域協働の推進			
項 目	改革方針	目 標	目標期日	所管室等
多様な主体との協働のしくみづくり (「新しい公」の推進)	市民、地域、NPO、企業など多様な主体との協働(=新しい公)による公共領域をともに担うしくみづくりを行う。	公共領域における役割分担の確立	22年 3月	「新しい公」 推進プロジェクトチーム
地域の人材活用	団塊の世代など社会で様々なスキルを身につけた貴重な人材が、「地域力」向上のために活躍できるような環境を整える。	事業メニューの提案	20年 3月	まちづくり 推進室
地域づくり委員会等団体の連携	地域づくり委員会、区長会の役割分担や地域とテーマ別団体の連携の推進を図る。	・地域予算制度と区長制度を見直し、整合を図る ・行政に対する地域窓口の一本化	21年 3月	まちづくり 推進室
都市内分権に対応した組織づくり	協働を進めるうえでの行政組織の見直しを行う。	地域と関わる横断的な組織・機構の構築	20年 4月	行政改革推進室

1. 都市内分権の推進				
基本項目	(2) 地域の自立の促進と市民活動の推進			
項 目	改革方針	目 標	目標期日	所管室等
市民活動の推進	市民主体で、企業、行政が連携した運営の仕組みづくりを行い、市民活動の支援を一層充実する。	市民活動センターの市民運営実現 活動団体の登録制の導入 市民フォーラムの開催(コミュニティビジネス等)	22年 3月 20年 3月 20年 3月	まちづくり 推進室

1. 都市内分権の推進				
基本項目	(3)民間活力の導入			
項目	改革方針	目標	目標期日	所管室等
指定管理者制度導入推進	施設管理運営について、指定管理者制度導入を推進する。	制度導入可能施設の調査及び導入	22年 3月	行政改革推進室 施設所管室
一般事務の民間委託推進	一般事務について、市場化テストの活用も検討し、民間委託を推進する。	市場化テスト導入に向けての指針の策定	20年 3月	行政改革推進室
ごみ収集業務の民間委託推進	ごみ収集業務の民間委託化を進める。	退職者不補充とし、不足人員分を民間委託する。21年度末までに収集車3台分を民間委託する	22年 3月	伊賀南部環境衛生組合 総務室 業務室
保育所民営化	「保育所民営化に関する基本方針」に基づき、民営化を進める。	毎年1園ずつ民営化を進める	22年 3月	子育て支援室

2. 効率・効果的な自治体運営の推進				
基本項目	(1)職員・組織の改革			
項目	改革方針	目標	目標期日	所管室等
職員数の適正化	「名張市定員適正化計画」の推進及び次期計画の策定。	18年4月1日の職員数815人を22年4月1日に757人に削減するとともに、次期計画を策定	22年 3月	人事研修室
人事管理の適正化	人事院勧告や国・県の動向を視野に入れ、人事管理の適正化を図る。	人事考課制度を導入	20年 3月	人事研修室
給与制度の見直し	給与水準の適正化や能力・実績を重視した給与体系への転換及び諸手当の見直しを行う。	人事考課制度を昇格・昇給制度に効果的に反映できる制度を確立	22年 1月	人事研修室
職員の意識改革	職員の意識改革の推進、一案一新運動の見直しを行う。	・一案一新運動の見直し及び定期的実施 ・意識改革研修の実施	随時 実施	行政改革推進室 人事研修室
人材の育成	人材育成を推進し、社会情勢の変化に対応できる職員を育成する。	人材育成基本方針を基にした実施計画を策定し、研修を実施	随時 実施	人事研修室

総合窓口の開設・充実	ワンストップサービスの拡充を図る。	旅券申請の窓口サービス、証明書等自動交付機の設置拡大、相談業務の拡充など、市民サービスの向上を図る	(開設) 19年 6月 (拡充) 21年 3月	市民政策室 行政改革推進室
------------	-------------------	---	--	------------------

2. 効率・効果的な自治体運営の推進				
基本項目	(2) 公正の確保と透明性の向上			
項目	改革方針	目標	目標期日	所管室等
情報公開の徹底	情報公開制度を一層充実し、公平、公正で透明性のある行政運営を図る。	市民への情報公開制度の周知、インターネットを利用した情報公開の検討	22年 3月	市民情報相談センター
考査制度の導入	外部評価や市民の意見を事業の改善・見直しにつなげ、効果的かつ効率的な市政を推進し、住民満足度の向上を図る。	考査委員会の設置を軸とした外部評価制度の導入	19年 10月	行政改革推進室
市民と行政の約束制度見直し	窓口アンケートなど第三者評価も行いながら、取り組みを検証し、より発展的なものに見直す。	室目標の設定	19年 7月	行政改革推進室

2. 効率・効果的な自治体運営の推進				
基本項目	(3) 行財政運営システムの構築			
項目	改革方針	目標	目標期日	所管室等
行財政マネジメントサイクル構築	行政評価、目標管理、考査制度、予算編成を連動させたマネジメントサイクルを構築する。	マネジメントサイクルの導入 検証、定着	20年 3月 22年 3月	行政改革推進室 総合企画政策室 財政経営室
公会計整備	発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を行う。	4表の作成と公表	21年 10月	財政経営室

資産・債務適正管理	資産・債務に関する情報開示を行うとともに、市債の発行を抑制し、債務の適正管理を行う。	資産に関する情報開示の方法を確立 市債の発行抑制	20年 3月	管財室 財政経営室 行政財産所 管室
-----------	--	-----------------------------	-----------	-----------------------------

2. 効率・効果的な自治体運営の推進				
基本項目	(4) 行財政運営の効率化			
項目	改革方針	目標	目標期日	所管室等
就学前教育・保育の推進	就学前教育・保育や子育て支援のあり方を検証し、効果的な幼稚園・保育所運営を行うという観点から、幼保一元化を含めた新たな幼保の関係づくりを推進する。	幼稚園・保育所の連携及び一元化の推進	21年 3月	学務管理室 学校教育室 子育て支援室
学校の統廃合及び校区再編の推進	児童生徒数の減少に伴い、学校の適正規模、適正配置に向けた、統廃合を含む校区の再編成を推進する。	(仮称)校区再編方針の策定・推進	22年 3月	学務管理室 学校教育室
ノンストップサービス推進	電子申請、電子入札の導入。	・申請行為の電子化 ・電子入札等の入札契約方式を構築	22年 3月	情報政策室 契約検査室
統合型地理情報システムの構築	地図データを整備し、庁内で情報を共有し、市民にも情報提供を行うことができる統合型地理情報システムの構築に向けて検討を行う。	デジタル地図を利用するための統合型地理情報システム(GIS)の構築	21年 3月	情報政策室
土地開発公社の経営改善	経営健全化計画に基づき、取り組みを進める。	17年度末保有土地簿価総額約48億円を約26億円に縮減	22年 3月	土地開発公社(管財室)
社会福祉協議会の経営改善	経営改善方針の策定や経営マネジメント体制の構築に向けて支援を行う。	経営改善方針の実施による経営基盤の強化	22年 3月	健康福祉政策室
社会教育振興会の経営改善	事業運営の民間委託など自立型運営に向けた改革方針に基づく取り組みに対し、支援を行う。	民間活力導入による組織・施設・事業の効率的・効果的な運営の推進支援	22年 3月	文化振興室
病院の経営改善	新たな改革改善計画を策定し、長期的展望に立った経営改革を行う。	純医業収支の改善	22年 3月	市立病院事務局経営室

看護専門学校の経営改善	地域医療への寄与という観点も踏まえつつ、効率的な運営形態について検討する。	効率的運営方針策定	20年 3月	市立病院事務局経営室 看護専門学校教務庶務室
-------------	---------------------------------------	-----------	-----------	---------------------------

2. 効率・効果的な自治体運営の推進				
基本項目	(5) 財政の健全化			
項目	改革方針	目標	目標期日	所管室等
税収入等確保	税源移譲などによる市民税の変化など、市税全般にわたり、市民に対する説明責任を的確に果たし、職員の専門性を高めながら、簡素で効率的な組織体制を目指し、市税等の収納率の向上を図る。又、目的税などを検討する。 有料広告を導入し、収入を確保する。	市税現年課税分の 収納率 H19：98.2% H21：98.4% 有料広告の導入	22年 3月 19年 4月	収納室 行政改革推進室
未利用財産売却促進及び資産有償貸付	普通財産及び土地開発基金に属する土地、未利用行政財産及び土地開発公社保有の公有用地の利活用の推進を図る。	未利用地利活用推進方策策定 未利用地面積 ・行政財産 9.2ha 3.2ha ・普通財産及び土地開発基金財産 3.2ha 1.6ha ・公社公有用地 14.3ha 10.3ha	19年 9月 22年 3月	未利用財産利活用推進プロジェクトチーム
受益者負担適正化	使用料、手数料等の見直しやごみ収集の有料化。	受益と負担の見直し 収入確保(18年度比) 19年度120,000千円 以後、前年度以上の収入を確保	20年 3月	財政経営室 関係室
人件費抑制	職員給与等の見直し。	人件費を3年間で4億5千万円抑制	22年 3月	人事研修室
内部事務管理経費削減	内部事務管理経費を見直し削減を図る。	削減(18年度比) 19年度20,000千円 以後、前年度以上の削減を実施	20年 3月	財政経営室

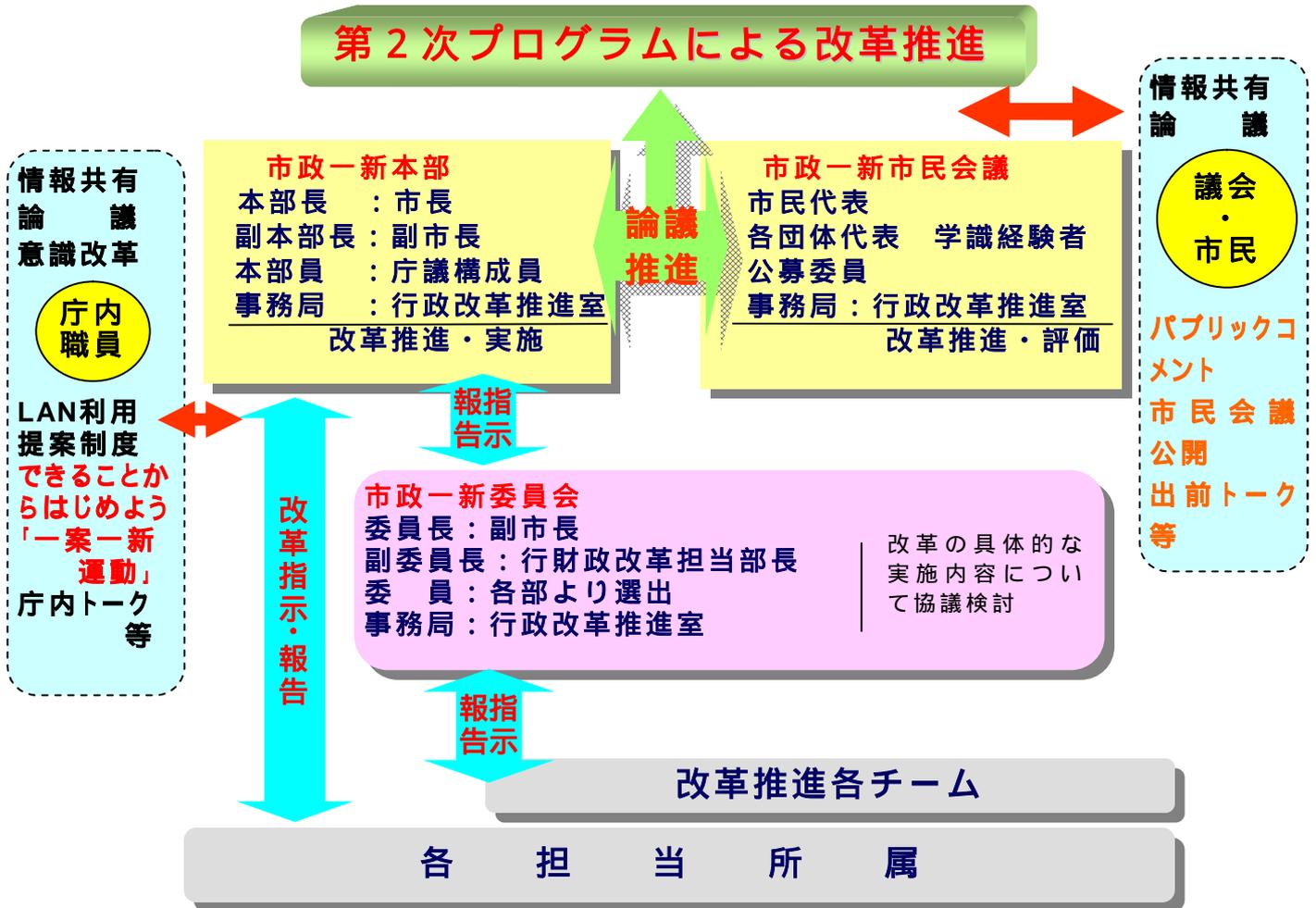
事務事業、補助金・負担金見直し	事務事業、補助金・負担金を見直す。	削減(18年度比) 19年度260,000千円 以後、前年度以上の削減を実施	20年 3月	財政経営室
-----------------	-------------------	--	-----------	-------

(7) 推進体制

改革を内部で進行管理し、市民の声や評価を受けるため、引き続き、市政一新市民会議、市政一新本部、市政一新委員会のもとで計画を推進します。

また、実施計画は必要に応じ改革項目の追加等を行い、改革の推進状況は、広く市民に公開します。

(改革推進体制)



4 . 集中改革プランとしての位置づけ

総務省は、平成17年3月29日付けの「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」において、新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しと、行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、次に掲げる事項を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に策定・公表することを求めました。

<集中改革プランに掲げる事項>

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

第三セクターの見直し

経費節減等の財政効果

その他

市では、これらの事項は、新地方行革指針が示される前より、第1次プログラムに盛り込み実施していたことから、第1次プログラムを市の集中改革プランと位置付けました。

この第2次プログラムについても、同様に市の集中改革プランと位置付けるものとしします。

第1次プログラムから第2次プログラムへの流れ

